

# 住民税・所得税 申告情報〈第二回〉

年が明ければ、申告時期となります。今月号より、3回にわたり、申告に関する情報をお届けしますので、必要な書類等ご確認いただき、ご準備ください。

1 税制改正により、  
昨年と変更になった点についてお知らせします。

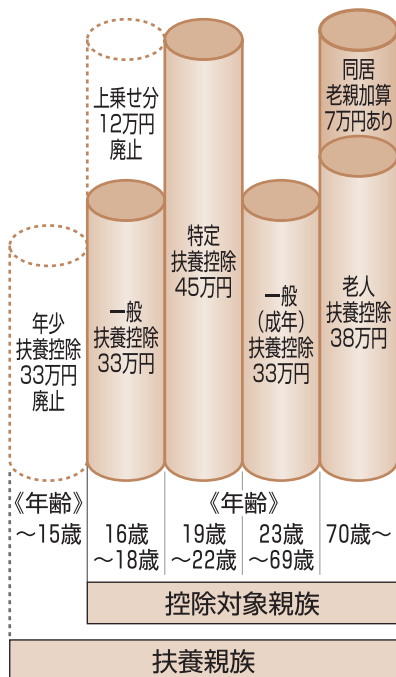
(1) 個人住民税の寄附金控除の適用下限額が、5千円から2千円に引き下げられ、少額の寄附でも税額控除の対象となりました。

詳細は、広報ふじみお知らせ版10月15日号をご確認いただくか、お気軽に財務課町税係までお問い合わせください。

(2) 扶養控除の二部改正がありました。

- 16歳未満の扶養親族に対する年少扶養控除が廃止されます。
- 年齢16歳以上19歳未満の扶養親族に対する扶養控除の上乗せ部分(12万円)を廃止し、扶養控除額が33万円となります。  
(所得税と住民税とは、控除額が異なります。)

個人住民税の扶養控除等



2 次に、  
申告の際に必要なとなる書類について一緒に確認しましょう。

(1) 収入・所得に関する証明書や書類等を確認しましょう。

○ 収入に関すること

- ・「給与所得の源泉徴収票」
- ・「公的年金等の源泉徴収票」 など
- ※給与等の支払者(事業所等)や、日本年金機構(旧社会保険庁)等の支払者から送付、受領された原本が必要となります。

○ 生命保険や学資保険等の満期や解約返戻に関すること(一時所得)

- ・「生命保険契約等に基づく一時金の支払証明書」
- ・「損害保険契約等に基づく満期返戻金の支払証明書」 など
- ※生命保険や損害保険の満期や解約等により保険金を受け取った場合は、所得税や住民税の課税対象となります場合があります。なお、契約金の受取人と保険料負担者と被保険者との関係により、税の種類が異なります。

○ 雑所得・事業所得に関すること

- ・「シルバー人材センターの配分金支払証明書」
- ・「個人年金支払証明書」
- ・「収支内訳書」 など
- ※事業を営まれている方(営業・農業・不動産)は、収入金額及び必要経費の内訳を記載した収支内訳書を申告書と一緒に提出します。
- 農業におかれましては、近年、減価償却の耐用年数に変更になるなど収支内訳書の作成がとて困難となっております。そこで収支内訳書の作成等でお困りの方は、来年1月に農業所得の収支内訳書作成指導会を開催いたしますので、お出かけください。(詳しくは次月号参照)

## (2) 所得から控除される額の証明書等を確認しましょう。

### ○社会保険料控除に関するお問い合わせ

- ・国民年金保険料及び国民年金基金の掛け金の支払証明書
  - ・国民健康保険料や介護保険料、後期高齢者医療保険料の納付済額通知
- ※各保険の加入者（国保の場合は世帯主宛）に、役場から2月上旬までに「納付済額通知」をお送りします。なお、納付済額を事前に確認することもできますので、お気軽にお問い合わせください。

### ○生命保険料（一般・個人年金）や地震保険料控除に関するお問い合わせ

- ・年間支払額等の証明書に関するお問い合わせ
- ※保険会社から契約者宛に送付されます。なお、一つの損害保険契約に「地震等損害契約」と「長期損害契約」の両方の保険がある場合には、本人の選択により、いずれか一方の保険のみが該当となります。

### ○医療費控除に関するお問い合わせ

- ・1年間の医療費や薬代の領収書等に関するお問い合わせ
- ※「医療費控除」は年末調整で適用を受けることができないので、控除を受ける方は必ず確定申告をしましょう。
- 控除の対象は、医師、歯科医師による診察や治療の費用、また医療や治療のための医薬品の購入費等です。ただし、予防を目的とした人間ドック・その他の健康診断や、疾病予防又は健康増進のための医薬品・栄養ドリンク等の費用は対象になりません。また、高額療養費や入院費給付金等の保険金などにより補てんされた金額は、支払った医療費から差し引きます。
- ・医療費控除の対象となる介護サービスに関するお問い合わせ
- ※介護保険制度のもとで受けられるサービスには、医療費控除の対象となるものと、ならないものとあります。詳しくは、介護サービスを利用された施設、あるいは役場住民福祉課介護高齢者係（☎6219133）までお問い合わせください。

問 諏訪税務署 ☎5211390

役場財務課 町税係 ☎6219122

## 償却資産申告のお知らせ

償却資産（事業用資産）を所有している事業所・個人は1月末日までに、毎年1月1日現在の状況を、その資産が所在する市町村に申告しなければなりません。

● 申告書は、資産の申告が必要な事業所・個人に12月中旬に送付します。

12月25日を過ぎても届かない場合にはご連絡ください。

● 平成21年から電子申告を開始しています。（社）地方電子化協議会のホームページ <http://www.eltax.jp/> をご覧ください。

### 償却資産とは

会社や工場、商店などを経営している人が事業の為に用いる次の①から④のうち、土地・家屋以外の事業に使うことができる資産で、その減価償却費が法人税または所得税の計算上、必要な経費に算入されるものをいいます。

ただし、無形減価償却資産（鉱業権、漁業権など）や自動車税軽自動車税の課税対象となるものは除かれます。

- ① 構造物
- ② 機械及び装置
- ③ 車両及び運搬具
- ④ 工具・器具及び備品



問 財務課 町税係 ☎6219122